

令和8年2月議会定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合

令和8年2月議会定例会提出議案

議案番号	件名
1	専決処分について 専決第4号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
2	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
3	令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
4	令和8年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
5	令和8年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

議案第1号

専決処分について

下記事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年2月10日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

記

専決第4号 新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

令和7年11月25日専決

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第2の4の項中「村上市、阿賀野市」を「阿賀野市」に改め、「南魚沼市」を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 2 号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 1 9 年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「所得割額及び被保険者均等割額の合計額」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 1 8 号。以下「令」という。）第 1 8 条第 1 項第 1 号イの規定の基礎賦課額及び同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第 9 9 条第 2 項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

3 第 1 項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

第 6 条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条第 1 項本文中「前条」を「前条第 2 項」に、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 1 8 号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同項ただし書中「この項」を「この条」に、「賦課額」を「基礎賦課額」に、「「省令」」を「「施行規則」」に改め、同項第 2 号中「省令」を「施行規則」に改める。

第 7 条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条第 1 項中「第 5 条」を「第 5 条第 2 項の基礎賦課額」に改め、同条第 2 項中「均等割額」を「被保険者均等割額」に改める。

第8条の見出し中「所得割率」を「基礎賦課額の所得割率」に改め、同条中「所得割率」を「第5条第2項の基礎賦課額の所得割率」に改める。

第9条の見出し中「所得割率」を「基礎賦課額の所得割率」に改め、同条中「令和6年度及び令和7年度」を「令和8年度及び令和9年度」に改め、「の」の次に「基礎賦課額の」を加える。

第10条の見出し中「均等割額」を「基礎賦課額の被保険者均等割額」に改め、同条中「令和6年度及び令和7年度」を「令和8年度及び令和9年度」に、「均等割額」を「基礎賦課額の被保険者均等割額」に、「44,200円」を「49,200円」に改め、同条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額)

第10条の2 第5条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第10条の4及び第10条の5において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第5条、この条本文、次条から第10条の6までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第11条の2に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第86条の2の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第13条の2第2号の所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第86条の3で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第10条の3 第5条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の2第2号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第10条の4 第5条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)

第10条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、0.0026とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第10条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,354円とする。

第11条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条中「第5条」を「第5条第1項」に、「賦課額」を「基礎賦課額」に、「80万円」を「85万円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)

第11条の2 第5条第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、2万1千円を超えることができない。

第13条の見出し中「保険料の賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同条各号列記以外の部分中「賦課額」を「基礎賦課額」に、「賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同条第1号中「賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同号イ中「を除く」を「及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を除く」に、「収入の額」を「収入の額(法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。)」に改め、同条第2号中「保険料の額」を「基礎賦課額」に、「省令」を「施行規則」に改め、同条第3号中「賦課総額」を「基礎賦課総額」に、「省令」を「施行規則」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第13条の2 法第104条第2項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額(第15条又は第16条に規定する基準に従い第5条、第10条の2から第10条の6まで及び第11条の2の規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額(以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第1号の予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

イ 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用(子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用(同条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。))に限る。)のための収入の額(同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の12分の1に相当する額を

除く。)の合計額

(2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額を全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率(小数点以下11位未満は四捨五入するものとする。)を乗じて得た額とする。

第15条第1項第1号中「第18条第4項第1号」を「第18条第5項第1号」に改め、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

第21条中「保険料の所得割額」を「第5条第2項の基礎賦課額及び同条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(令和8年度及び令和9年度における保険料の減免の特例)

第3条 広域連合長は、令和8年度及び令和9年度の本則第15条第1項第1号の区分の被保険者に係る被保険者均等割額(本則第5条第2項に規定する基礎賦課額に係る被保険者均等割額に限る。以下本条において同じ。)について、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に100分の2を乗じて得た額を減ずることができる。

議案第3号

令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)

令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ310,983,480千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月10日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2国庫支出金		103,238,841	17,100	103,255,941
	2国庫補助金	29,270,623	17,100	29,287,723
補正されなかった款項にかかる額		207,727,539		207,727,539
歳入合計		310,966,380	17,100	310,983,480

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		2,641,381	17,100	2,658,481
	1総務管理費	2,641,381	17,100	2,658,481
3特別高額医療費共同事業拠出金		116,221	22,483	138,704
	1特別高額医療費共同事業拠出金	116,221	22,483	138,704
4支払基金拠出金		290,428	33,483	256,945
	1支払基金拠出金	290,428	33,483	256,945
6諸支出金		4,149,499	11,000	4,160,499
	1償還金及び還付加算金	4,149,498	11,000	4,160,498
補正されなかった款項にかかる額		303,768,851		303,768,851
歳出合計		310,966,380	17,100	310,983,480

議案第4号

令和8年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和8年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,723,616千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月10日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1,721,790
	1 負担金	1,721,790
2 国庫支出金		558
	1 国庫補助金	558
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1,267
	1 預金利息	869
	2 雑入	398
歳 入	合 計	1,723,616

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,229
	1 議会費	1,229
2 総務費		1,722,287
	1 総務管理費	1,722,017
	2 選挙費	68
	3 監査委員費	202
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	1,723,616

議案第5号

令和8年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ324,646,116千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 2款保険給付費の各項に計上した負担金、補助及び交付金に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月10日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		63,655,270
	1 市 町 村 負 担 金	63,655,270
2 国 庫 支 出 金		108,326,049
	1 国 庫 負 担 金	78,214,363
	2 国 庫 補 助 金	30,111,686
3 県 支 出 金		27,141,956
	1 県 負 担 金	27,141,956
4 支 払 基 金 交 付 金		122,065,302
	1 支 払 基 金 交 付 金	122,065,302
5 特別高額医療費共同事業交 付金		129,496
	1 特別高額医療費共同事業交 付金	129,496
6 財 産 収 入		44,321
	1 財 産 運 用 収 入	44,321
7 繰 入 金		2,991,371
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,621,884
	2 基 金 繰 入 金	1,369,487
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		292,350
	1 預 金 利 子	25,262
	2 延滞金、加算金及び過料	2
	3 雑 入	267,086
歳 入 合 計		324,646,116

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		1,697,954
	1 総務管理費	1,697,954
2 保険給付費		319,906,265
	1 療養諸費	300,052,304
	2 高額療養諸費	18,478,811
	3 その他医療給付費	1,375,150
3 特別高額医療費共同事業拠出金		129,672
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	129,672
4 支払基金拠出金		1,607,263
	1 支払基金拠出金	1,607,263
5 保健事業費		1,259,160
	1 健康保持増進事業費	1,259,160
6 諸支出金		45,302
	1 償還金及び還付加算金	45,301
	2 延滞金	1
8 予備費		500
	1 予備費	500
歳出	合計	324,646,116